

支部業務部会運営規則

(設 置)

第1条 愛知県行政書士会東三支部（以下「支部」という。）に専門業務部会を置く。

(目 的)

第2条 業務部会は、専門業務の法令に基づく諸手続き及び業務の発展を図るための研修、親睦及び連絡に関する事業を行うことを目的とする。

(名称等)

第3条 支部に設置する業務部会は、別表で定める。

(部会員)

第4条 支部の会員は、希望するすべての業務部会に所属することができる。

2 業務部会に入部しようとする者又は退部しようとする者は、支部に申し出なければならない。

(部会員の責務)

第5条 部会員は、所属部会の業務に精通し、部会員相互の研鑽に協力しなければならない。

(役 員)

第6条 業務部会には、次の役員を置く。

- 一 部会長 1人
- 二 副部会長 2人以内

2 部会長は、会務を統轄する。

3 部会長は、会務について支部長に必要な措置をとることを求めることができる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときはその職務を代理する。

5 第1項に定める役員は、部会員の中から支部長が委嘱する。

(経 費)

第7条 業務部会の運営に要する経費は、各業務部会において定めた部会費及び支部からの補助金をもって賄う。

(支部規則準用)

第8条 この規則に定めのない事項で業務部会運営に必要な事項は、愛知県行政書士会東三支部規則を準用する。

附 則

この規則は、平成13年5月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年5月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年5月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年5月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年5月12日から施行する。